佐賀県告示第64号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のと おり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年9月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 施行者の名称 神埼市
- 都市計画事業の種類及び名称
 神埼都市計画下水道事業 神埼市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成10年1月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分変更なし
 - (2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 14 号、平成 10 年佐賀県告示第 611 号、平成 16 年佐賀県告示第 258 号、平成 16 年佐賀県告示第 637 号、平成 22 年佐賀県告示第 92 号、平成 26 年佐賀県告示第 405 号及び平成 30 年佐賀県告示第 448 号の事業地に神埼市神埼町大字尾崎字横山、字浮毛田、字萩原、字森ノ木、字塚原、字大藪、字野畑、字小林、字迎田、字祇園原、字井手、字横小路、字須原、字金屋、字利田、字馬場下、字宿町、字盤田、字土生、字平山、字唐香原及び字前の原、大字竹字一ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字四ノ割、字境、字七ノ坪、字一本杉、字二本杉、字若宮、字四本松、字五本松、字八満、字松、字柳、字杉、字尾形、字黒木、字椿、字花町及び字整地並びに大字城原字山崎、字二本谷、字三本谷、字四本谷、字市場、

字上善寺、字二本黒木、字三本黒木、字四本黒木、字五本黒木、字六本黒木、字熊谷及び字西田を加える。